

答 申 書

結城市庁舎建設検討事業に
係る諮問事項に対する答申

結城市庁舎建設検討協議会

平成26年4月25日

目 次

はじめに

第1章 協議会の目的と検討経過について

- | | | |
|------------|-------|---|
| 1 協議会の目的 | | 1 |
| 2 協議会の検討経過 | | 2 |

第2章 協議会での検討結果（答申）

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 市庁舎の整備方針に関する事 | | 4 |
| 2 市庁舎の有り方に関する事 | | 6 |
| 3 その他市庁舎の建設検討及び基本構想策定に
関し、必要な事項に関する事 | | 11 |

添付資料

- | | | |
|------------------------|-------|----|
| 結城市庁舎建設検討協議会設置要項及び委員名簿 | | 12 |
|------------------------|-------|----|

はじめに

「結城市庁舎建設検討協議会（以下「本協議会」という。）」は、市庁舎の建設検討に係る市長からの諮問に応じ、市庁舎の整備方針や有り方などを検討、審議するため、平成24年7月18日に設置されました。

これまでに10回の会議と3回の先進地視察を行い、市庁舎の整備方針に関する事項を慎重に検討・協議し、本協議会からの具申として、このたび本「答申」がまとめられました。

詳細については、本編で述べることとしますが、本市の庁舎は、庁舎機能の分散化や施設及び設備の老朽化、アクセス道路が狭いなどの課題を抱えており、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本庁舎の議場に被害を受けたほか、軽微ではあるもの執務室にも影響がありました。

また、庁舎の安全面への懸念から災害対策本部の設置場所に苦慮したとの話も漏れ伝わっており、災害対策拠点機能についても不安を抱えていると考えられます。

そのほか、昨今の多様化する市民の行政需要に対応していくには、低コストで効率性・質の高い行政サービスが求められ、市庁舎はそのサービスを提供するための重要な施設であることから、現庁舎の抜本的な整備は喫緊の課題と思われれます。

こうしたことから、本協議会では課題の整理に始まり、その対応について真剣に協議を行い、協議会としての意見を見い出しました。

本答申書が今後、市が策定する市庁舎建設に係る「基本構想」等に可能な限り反映され、市民の方に理解を得られるとともに、安全で安心な、親しみを持たれる庁舎となるよう要望いたします。

平成26年4月25日

結城市庁舎建設検討協議会委員一同

第1章 協議会の目的と検討経過

1 協議会の目的と概要

市庁舎は、市の行政運営をつかさどる施設であるとともに、市民サービスを提供する重要な施設です。

また、記憶に新しい平成23年3月11日に発生した東日本大震災や平成24年5月に発生した竜巻被害など、災害が発生した場合における防災拠点施設としての役割が、近年、重要視される状況にあります。

本市の庁舎は、施設及び設備の老朽化、狭あい化、庁舎の分散化などの問題を抱えており、市ではこれまでも市総合計画において、市庁舎の建設検討を施策課題として位置づけ、検討してきた経過があると伺っています。

本協議会では、これまで市役所内部のみで検討されてきた市庁舎の整備方針やあるべき姿などについて、より市民の方の意見を反映させることを目的に、市長からの諮問に応じ平成24年7月18日に設置され、平成24年10月31日に第1回会議が開催されました。

協議会は、学識・有識者の委員、市議会議員、市内の公共的団体及び市民団体等や関係する行政機関から選出された委員、公募による委員、総勢13名で構成されています。

平成24年度中は庁舎の現状把握と委員の意見集約、他自治体の動向調査などの作業を行い、具体的な検討を行う前段として情報収集に努めるとともに、本事業への理解を深めてまいりました。

平成25年度には市長から諮問のあった事項について具体的な検討を行い、市庁舎の整備方針やあるべき姿、また関連したまちづくりに関する提案について協議・検討を行い、答申書としてとりまとめました。

本答申書では、市長より諮問のありました以下の3項目について、協議会の意見を具申いたします。

【諮問の内容】

- ① 市庁舎の整備方針に関すること
 - ・ 移転新築、建替え、改修などの整備手法及び位置に関すること
- ② 市庁舎の有り方に関すること
 - ・ 市庁舎の機能や規模に関すること
- ③ その他市庁舎の建設検討及び基本構想策定に関し、必要な事項に関すること
 - ・ 整備手法の決定に伴い、空き施設となった施設の運用に関することや、その他市庁舎建設検討に関する提案など

2 協議会での検討経過

本協議会の検討会議は、平成24年10月～平成26年3月までの1年6カ月にわたり、計10回の会議と3回の先進地視察を実施いたしました。

各回の実施時期及び検討趣旨は以下の通りです。

■平成24年10月31日 第1回結城市庁舎建設検討協議会

- ・会長及び副会長の選任（互選）について
- ・議題1 結城市庁舎建設検討事業について
- ・議題2 今後の市庁舎建設検討協議会のスケジュールについて
- ・議題3 他市町村の事例・状況について

■平成24年12月3日 第2回結城市庁舎建設検討協議会

- ・議題1 「諮問書」の内容について
- ・議題2 市庁舎の現状について
- ・議題3 意見交換（委員アンケートの結果）について

■平成25年1月31日 第3回結城市庁舎建設検討協議会

- ・議題1 先進地視察（第1回）について
- ・議題2 県内他自治体の市庁舎に関する検討状況について
- ・議題3 答申書の全体構成について
- ・議題4 今後の協議スケジュールについて

□平成25年2月28日 先進地視察

- ・視察先 (1) 茨城県八千代町役場
(2) 茨城県境町役場

■平成25年3月26日 第4回結城市庁舎建設検討協議会

- ・議題1 中間報告書案について

■平成25年4月24日 第5回結城市庁舎建設検討協議会

- ・議題1 先進地視察（第2回）の実施について
- ・議題2 市民アンケートについて
- ・議題3 結城市の現状について
- ・議題4 市庁舎整備の必要性について

■平成25年5月23日 第6回結城市庁舎建設検討協議会

- ・議題1 先進地視察（第2回）の実施について
- ・議題2 協議会のスケジュールについて
- ・議題3 整備手法の比較検討について

□平成25年7月5日 先進地視察

- ・視察先 (1) 茨城県土浦市
(2) " つくば市

■平成 25 年 9 月 19 日 第 7 回結城市庁舎建設検討協議会

- ・議題 1 先進地視察の実施結果報告について
- ・議題 2 市民アンケート調査の内容検討について

□平成 25 年 12 月 19 日 先進地視察

- ・視察先 埼玉県北本市

■平成 26 年 1 月 22 日 第 8 回結城市庁舎建設検討協議会

- ・議題 1 市民アンケート調査の速報について
- ・議題 2 答申書（案）について

■平成 26 年 2 月 12 日 第 9 回結城市庁舎建設検討協議会

- ・議題 1 答申書（案）について

■平成 26 年 3 月 26 日 第 10 回結城市庁舎建設検討協議会

- ・議題 1 答申書（最終案）について

◇平成 26 年 4 月 25 日 答申書提出，結城市庁舎建設検討協議会解散

第2章 協議会での検討結果【答申】

本協議会では、諮問のあった事項について、諮問の項目ごとに検討を行い、各項目に対する答申を以下のとおりまとめました。

なお、答申は現時点における資料、基礎データから導き出したものであり、庁舎の整備計画が具現化していく過程において、将来的な時代背景や市の状況（財政状況やまちづくりの方針、市民ニーズ）によって、変化することも考えられますので、その時点の状況に応じた計画推進を望みます。

《諮問事項1》

市庁舎の整備方針に関すること

- ・ 移転新築，建替え，改修などの整備手法及び位置に関すること。

【答申】

- ・ 市庁舎の整備は、現庁舎が抱える問題点や課題を克服するため、何らかの整備が必要であると考えられます。

整備を行う場合の手法としては、一般的に

- ①既存庁舎の改修・補強・増築 ②既存庁舎の建替え（建替新築）
- ③移転新築 ④空き施設へ移転・改修

などの手法が想定され、さらに、庁舎の運用方式で

- ①本庁舎方式（本庁舎へ部署を集約，ただし，出張所等は除く）
- ②分庁舎方式（現状の運用方法と同様）

の手法に区分されると考えられます。

検討は、資料編で示した市や市庁舎の現状、庁舎整備の必要性などの観点から、検討・検証を行い、細部での意見の相違はあるものの、協議会の総合的な意見として、以下のとおり答申します。

ア 整備手法

「移転新築」が望ましい。

イ 運用方法

「本庁舎方式」での運用が望ましい。

ウ 移転新築の際の位置

「JR水戸線南側の南部市街地及びその周辺で、交通の便が良く、駐車場を確保できる市有地」が望ましい。

《付帯意見》

- 整備計画をさらに検討・推進する際には、他の整備手法も念頭に置きながら作業を行うこと。
- 整備計画は、将来の状況変化に対応できるものとし、整備を行う時点において、規模や機能、位置などの再検討・再確認を行うこと。
- 市民ニーズや財政状況を考慮した整備計画とすること。
- 移転した場合の跡地利用は、市のまちづくりの方針を十分に考慮するとともに、庁舎移転によるＪＲ水戸線北側市街地への影響に配慮した利用計画とすること。

《諮問事項2》

市庁舎の有り方に関すること

- ・ 市庁舎の機能や規模に関すること。

[答申]

- ・ 市庁舎は、市の中核施設として、市民、議会、行政が一体となった市政運営やまちづくりを通じ、市が掲げる将来都市像「みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城」を具現化するための拠点となる施設です。

よって、まちづくりを担う市民や議会、行政が、お互いに情報を共有・発信でき、また、市民の利便性が高く、非常時にも安全な市民生活を支えられる、結城市のシンボルとして誇れる施設となるよう望みます。

本協議会では、先に述べた理念を踏まえ、移転新築を想定した場合における、「市庁舎に必要な機能」と「市庁舎の規模」について、以下とおり答申します。

1 市庁舎に必要とされる機能について

市庁舎に必要な機能を、次に掲げる5つを柱（機能）として提案します。

- | | |
|------------------|--|
| 【機能1】 防災拠点機能 | 市民の安心・安全快適な暮らしを支えるとともに、災害時にも不安なく業務が行える庁舎 |
| 【機能2】 市民サービス機能 | 市民が利用しやすく、市民サービスや事務効率が高まる庁舎 |
| 【機能3】 市のシンボリック機能 | 市民に親しまれ、来訪者や観光客に市のシンボルとして誇れる庁舎 |
| 【機能4】 省エネ環境対策機能 | 維持管理費の低減など経済性に優れ、環境に配慮した庁舎 |
| 【機能5】 情報交流機能 | IT化に対応し、情報交流のできる庁舎 |

機能の具体的な内容については、以下のとおりです。

【機能1】 防災拠点機能 -----

- ・ 市庁舎は、大規模災害が発生した際には、救助や復旧等に関する検討・指示、情報収集や市民への伝達などを行う災害対策本部が設置されます。そのため、市民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、救助や救援体制が整えられる防災拠点として、安全性の確保や、迅速に対応するための機能が必要であり、

■ 耐震性が高く、災害等による影響が極力少ない立地であること、

■ 自立性を備えた非常用電源や飲料水兼用耐震性貯水槽（※）などの代替設備や防災備蓄設備、市民への情報伝達設備を設置すること、

などが求められます。

（※）「飲料水兼用耐震性貯水槽」とは通常は水道管とつながり新鮮な水が流れていますが、地震が来ると水道管とは遮断されタンクに飲料水を確保する装置を指します。

また、災害対策本部として、従事する職員が施設に対して不安なく、安心して業務を行うことができる施設とするべきです。

【機能2】市民サービス機能 -----

- ・ 市庁舎は、さまざまな市民が利用する施設です。誰もが便利に利用でき、わかりやすいことが重要と考えます。そのためには、

- わかりやすい場所で、交通の利便性が良く、駐車場が広いこと、
- ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した施設整備を行うこと、
- 必要なサービスをスムーズに受けられるような組織体系や窓口の配置とすること、
- 余裕のある待合スペース、プライバシーに配慮した相談スペースを設置すること、

などは市民が快適で利便性の高いサービスを受けるうえで重要です。

また、これからの時代、IT化が進むと、将来的には市役所に出向かなくても、各種証明や申請が可能となることなども想定されます。

この場合、空きスペースが生じることも予想されますので、こうしたスペースを有効活用できるよう、

- フレキシブルな執務空間の構成とすること、
- 必要に応じて、市民の利活用スペースへの転換が図れること、

などを視野に入れた長期間使い続けられる施設が望ましいと考えます。

その他にも、市民への行政サービスを行ううえで職員の快適な執務環境も重要であると考えます。

【機能3】市のシンボリック機能 -----

- ・ これまでの市庁舎は、市民が届出などの必要な手続きや、要望を伝えるだけの場でしたが、時代の変化とともに、市民の価値観の多様化や少子高齢化の進行など、市民生活を取り巻く環境が大きく変化しています。

今日の市庁舎には、行政手続きや議会活動の場だけでなく、

- 多彩な市民活動や市民交流と行政とをつなげる機能を有すること、
- 情報交換などを行うコミュニケーションを図る場としての機能を有すること、

などが求められ、市民生活でも活用できるような施設が望まれています。

他自治体では、まちづくりの中心として、市民が気軽に立ち寄り憩うことのできる、市民ロビーや市民会議室、情報発信コーナー、市民スペースを設置する事例も見られます。

また、市庁舎は市のシンボル、まちづくりの中核施設として、市民以外の方も来庁します。市民が誇れる施設であるとともに周辺の景観や沿道環境に配慮した施設であることが重要です。

【機能4】省エネ環境対策機能 -----

- ・ 市庁舎の管理にあつては、維持管理経費が発生することは避けられません。庁舎は長年にわたって使うものですので、光熱水費や通信費など通常の経費のほか、補修や増築など改修の経費も発生します。
そのため、これからの庁舎には、
 - 太陽光発電などの自然エネルギーを活用する設備や蓄電池の設置、雨水の活用などにより、省エネルギー化が考慮されていること、
 - 採光や通風などに配慮するとともに、断熱性・気密性を高め、熱効率にも配慮した施設であること、
 - 長寿命化に対応するなど、経済性を考慮した設備を導入すること、
 - 時代の変化や需要にも余分な経費がかかることなく、柔軟に対応できる施設であること、
 - 周辺の環境や景観との調和など、環境に配慮された施設であること、などが求められ、これらは経済性や市庁舎を利用する市民や職員にとっての快適さにも通じるものと考えます。

【機能5】情報交流機能 -----

- ・ さまざまな市民が集まる市庁舎には、
 - 情報交流の場としての機能を有すること、が期待され、行政情報だけではなく、市民や団体などの活動に係る情報などの交流が行われることは、市民活動を促し、協働のまちづくりの推進に寄与することと考えます。
近年、IT機器の高機能化や情報通信インフラの整備の進展は目覚ましく、コミュニケーションツールとしてもなくてはならないものになっており、
 - 行政情報のオンライン化を促進すること、
 - ネットワークを通じた市民への行政サービスの提供が行えること、など、各種情報発信機能の充実は必要不可欠であるとともに、こうした情報通信ネットワークの活用には、
 - 行政情報や個人情報などが安全に守られるようセキュリティに配慮すること、
 - パソコン・サーバーなどOA機器の保管・管理がきちんと行えること、などを考慮した施設であることも必要です。

【付記】その他の機能 -----

- ・ この5つの機能以外にも、移転新築の場合、コンビニエンスストアや金融機関など、市民の利用が多い民間事業施設を併設させることにより、多機能施設として市民の利便性向上に繋がることも考えられます。
また、市役所には市民の個人情報書類などの重要文書が保管されています。こうした書類の管理も重要であり、情報漏えいや管理保全の観点から、書類保管庫のスペースや安全性・防災性を十分に考慮する必要があります。

2 市庁舎の規模について

- ・ 市庁舎の規模は、整備手法や敷地面積、将来の市の人口、職員数などの要因から、現状で一概に結論を出すことは難しいと考えられます。

協議会では、先の整備方針について、「移転新築」を主軸とした答申を行ってまいりますので、「移転新築」による「本庁舎方式」を想定した現状での規模について、参考意見として述べるにとどめます。

なお、基本構想などの策定に伴い、市庁舎の規模を算定する際は、将来を見据え、過大な規模にならないよう熟慮のうえ、検討するよう提言します。

(1) 必要な敷地面積について

[現庁舎の敷地面積]

- ・ 12,873.52㎡（約3,900坪） ※庁舎北側の公用車・職員駐車場を含む。

【検討結果】

- ・ 敷地面積は、現在の行政規模を基準とした場合、来客用の駐車場が少ないことや職員用の駐車場を敷地面積に算入しないこと、庁舎を4～5階建てにする場合を想定しても、概ね現在の敷地面積程度は必要になると想定されます。

近隣の八千代町の事例（地上4階建）では、市民広場を含めた敷地面積は14,669㎡となっています。

- ・ 今後、IT化の推進や公共交通の改善などが進むと、市役所への来庁者や駐車スペースの需要の減少、また、広域行政による事務の合理化などが行われれば、執務スペースが縮小できるなど、時代の変化による様々な要因が想定されますので、整備時点において改めて検討する必要があることを付記します。
- ・ 用地に関しては、事業コスト削減の観点から、新たに購入するのではなく、市有地を活用することが望ましいと考えます。

(2) 必要な施設規模について

[規模を算定するための前提条件]

- ①現状の職員数により算定する。

規模の算定では、将来の組織体制や職員数、市の人口の推移などを見据えることが重要ですが、少子高齢化や都市部への人口集中により、多くの自治体で人口が減少している傾向が見られます。今後の人口動向は不透明であるため、現状の職員数により算定します。

- ・ 本庁舎で事務従事が見込まれる職員数 340名
- ・ 議会部局分として、市議会議員 19名 計359名

②本庁舎方式とする。

算定にあたっては、集約可能な部署を本庁舎に集める「本庁舎方式」を想定して算出します。

【検討結果】

- ・ 庁舎規模を算出する方法は複数ありますが、本協議会では、一般的に基礎資料として用いられることが多い総務省の「地方債事業費算定基準」により算出しました。
- ・ 算定した結果、必要面積は**延床面積で約10,000 m²と試算**されます。
現庁舎の床面積は、分庁舎（会議スペース、社会福祉協議会使用分も含む）も含め約8,500m²ですので、約1.2倍の（18%）床面積となります。
- ・ (1)で述べた敷地面積を基準とした場合、来客用・公用車駐車場や駐輪場、建築基準法などの法令の観点から、最低でも地上3階建て以上は必要と考えられます。

《諮問事項3》

その他市庁舎の建設検討及び基本構想策定に関し、必要な事項に関すること

- ・ 整備手法の決定に伴い、空き施設となった施設の運用に関することや、その他市庁舎建設検討に関する提案など。

〔答申〕

- ・ 本協議会では、諮問事項に関して検討を重ねてきた中で、今後、建設検討及び基本構想を策定するにあたり、以下の項目について留意しながら作業を進めるべきと考えます。

1 整備費用（財源）について

- ・ 財源計画を明確にし、必要な財源は庁舎建設基金を計画的に積み立てることとし、過大な借入金（起債）による資金調達を行わないようにすべきです。

2 市庁舎の整備時期について

- ・ 整備時期は、財源の課題をクリアすることを前提として、計画的かつ速やかに行う必要があります。

3 移転新築の場合の跡地利用と市街地整備について

- ・ 移転新築した場合の現庁舎の跡地利用は、北部市街地の活性化を念頭に置いた計画を策定する必要があります。

この場合、少子高齢社会に対応した子育てや高齢者の福祉施設、生涯学習や地域活動ができる施設、北部市街地の景観・雰囲気損なわず、観光客や地域住民が活用できる観光・交流・教育施設などが考えられます。

添付資料

結城市庁舎建設検討協議会設置要項及び委員名簿

結城市庁舎建設検討協議会設置要項

(設置)

第1条 結城市庁舎建設検討委員会設置要項第2条第2項の規定に基づき、市庁舎建設及び整備に関する基本的な整備方針を定めた基本構想及び基本計画の策定に当たり、必要な事項について検討及び協議を行うことを目的に結城市庁舎建設検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討協議会は、結城市庁舎建設検討委員会からの諮問又は依頼に応じ、市庁舎建設に関する事項について検討及び協議を行い、その結果を市長に答申し、報告し、又は提案するものとする。

(組織)

第3条 検討協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 学識経験者等 | 2人以内 |
| (2) 市議会議員 | 3人以内 |
| (3) 市内の公共的団体等及び市民団体等を代表する者 | 6人以内 |
| (4) 公募による市民 | 2人以内 |
| (5) 関係する行政機関 | 2人以内 |

2 前項において、市長が必要と認めるときは、委員を増員することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長から委嘱を受けた日から平成26年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討協議会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 検討協議会は、委員の半数以上の出席により開会できるものとする。
- 3 検討協議会の議事のうち、可否を決する必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討協議会の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、会長が検討協議会に諮って定める。

付 則

この要項は、平成24年7月18日から施行する。

答申書

(別記) 平成24年度 結城市庁舎建設検討協議会 委員名簿

氏 名		所 属		備 考	
		所 属	役 職		
1	学識経験者	結城 史隆	白鷗大学 教育学部	教授	◎会長
2	有識者	臼井 平八郎	茨城県議会	茨城県議会議員	
3	結城市議会	須藤 一夫	結城市議会	議長	
4	市内の公共的団体等	櫻井 浩一郎	結城市商工会議所	専務理事	
5	及び市民団体等を	宮田 徳一	結城市自治協力員連合会	会長	○副会長
6	代表する者	小嶋 敏明	結城市商業地域づくり連 合会	副会長	
7	6名	稲葉 吉起	結城市小中学校PTA連絡 協議会	理事	
8		山川 誠人	結城青年会議所	副理事長	
9		荒木 勇一	結城市民生委員児童委員 協議会	副会長	
10		市民（公募）	濱野 秀子	公募市民	
11	2名	宮崎 恒幸	公募市民		
12	関係する行政機関	武藤 正仁	結城警察署 地域課	地域課長	
13	2名	飯泉 浩司	結城消防署 警防課	警防課長補佐兼 特別救助隊長	

(別記) 平成25年度 結城市庁舎建設検討協議会 委員名簿

氏 名		所 属		備 考	
		所 属	役 職		
1	学識経験者	結城 史隆	白鷗大学 教育学部	教授	◎会長
2	有識者	臼井 平八郎	茨城県議会	茨城県議会議員	
3	結城市議会	須藤 一夫	結城市議会	市議会議員	
4	市内の公共的団体等	櫻井 浩一郎	結城市商工会議所	専務理事	
5	及び市民団体等を	宮田 徳一	結城市自治協力員連合会	会長	○副会長
6	代表する者	小嶋 敏明	結城市商業地域づくり連 合会	副会長	
7	6名	稲葉 吉起	結城市小中学校PTA連絡 協議会	理事	
8		山川 誠人	結城青年会議所	副理事長	
9		鈴木 敬一郎	結城市民生委員児童委員 協議会	副会長	H26.1.22委嘱
10		市民（公募）	濱野 秀子	公募市民委員	
11	2名	宮崎 恒幸	公募市民委員		
12	関係する行政機関	武藤 正仁	結城警察署 地域課	地域課長	
13		佐藤 康行	結城消防署	消防課長補佐	H25.4.24委嘱